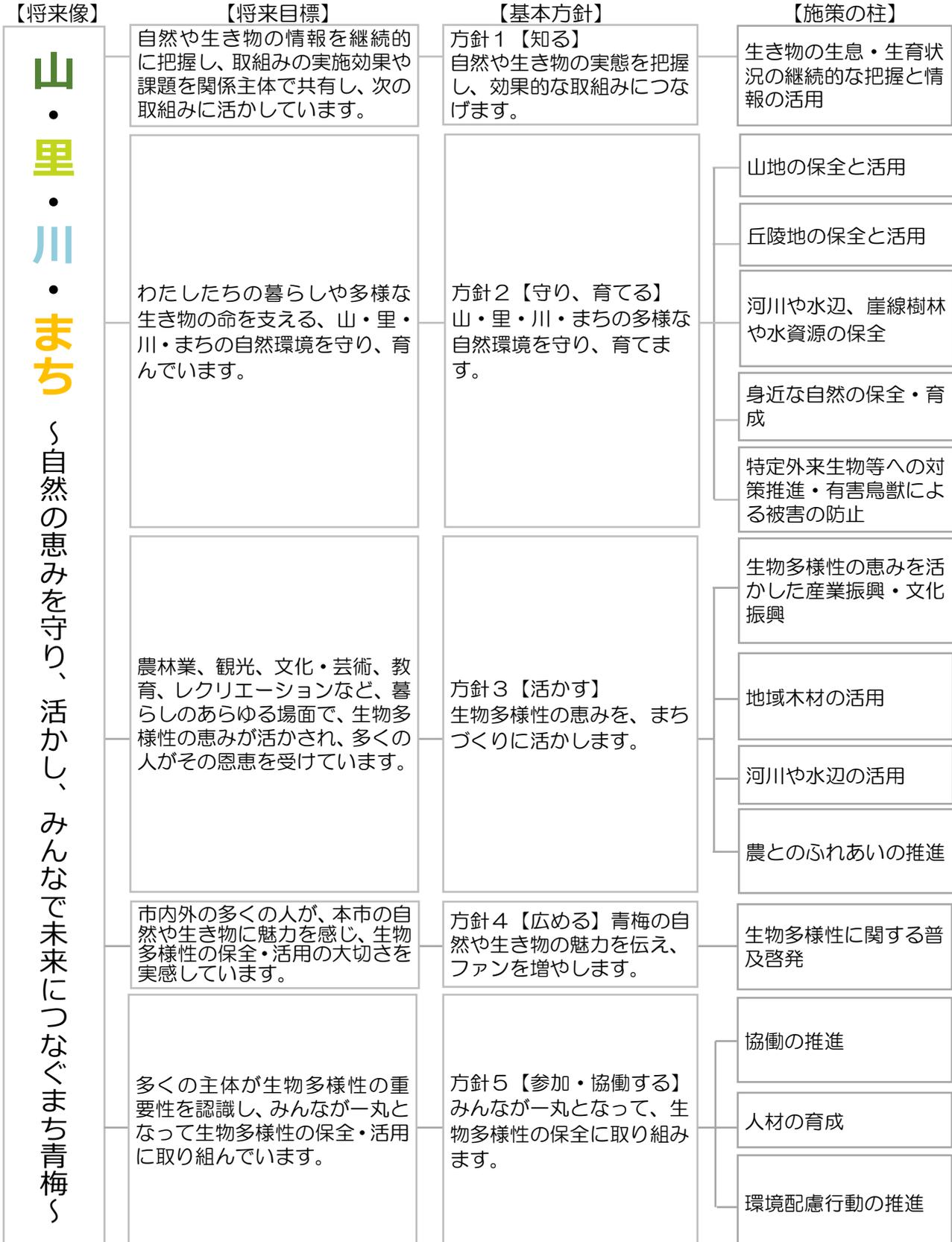


第7章 施策

1. 施策の体系

将来の姿の実現に向けた施策の体系は以下のとおりです。



※「施策の方向性」は、2050年を目標とする「将来のすがた」の実現に向けて、必要な取組みの方向性について整理したものです。

【モデルプロジェクト】
星印は、モデルプロジェクトとかわりの深い施策を示しています。

【施策の方向性※】

	おうめ 生物多様性 リーダー 育成	おうめ 環境キッズ 育成	おうめの 環境の 魅力発信
○生き物の生息・生育状況調査の実施 ○情報収集・発信のしくみづくり	★	★	
○自然林の保全 ○森林整備の推進			
○里山林の保全と活用 ○湿地環境の保全			
○河川の生態系の保全 ○崖線樹林の保全 ○水資源の保全 ○水質の保全			
○農地の保全 ○生き物に配慮した公園の管理 ○まちなかの緑化推進 ○緑の回廊づくり			
○特定外来生物への対策推進 ○有害鳥獣による被害の防止			
○遊歩道・ハイキングコースの普及 ○自然資源を活かした観光振興 ○生物多様性の恵みを活かした特産品づくり ○自然が育む文化の継承			★
○地域木材の活用促進 ○地域木材の普及 PR ○木質バイオマスエネルギーの有効活用に向けたしくみの検討		★	
○水辺の活用 ○新たな水辺空間の整備の検討			
○地産地消の推進 ○農業体験の場づくり			
○生物多様性に関する情報発信 ○イベント等を通じた普及啓発	★	★	★
○市民参加の調査のしくみづくり ○市民協働の取組み推進 ○市民活動の支援 ○情報交換・人材交流の場づくり	★	★	
○人材育成・活用のしくみづくり ○学校における環境学習の推進 ○体験学習等の場づくり	★	★	
○環境負荷の少ない生活様式の推進 ○環境にやさしい事業者・事業活動の促進			

2. 基本方針

本市の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた将来像・将来目標の実現に向けた施策の基本方針は以下のとおりです。

1) 方針 1【知る】 自然や生き物の実態を把握し、効果的な取組みにつなげます。

本市を特徴づける山地、低山地、丘陵、台地、河川などの環境ごとに、生き物の生息・生育状況を継続的に把握するとともに、生物多様性に関する現状や取組みの実施効果・課題を関係主体で共有できるよう、情報の収集・蓄積のしくみづくりを進めます。

2) 方針 2【守り、育てる】 山・里・川・まちの多様な自然環境を守り、育てます。

秩父多摩甲斐国立公園に代表される自然豊かな山地や、本市を特徴づける森林、河岸や崖線の緑と一体となった多摩川の清流、人の手が加えられることで維持されてきた里山、まちなかの身近な自然など、山、里、川、まちに代表される多様な自然環境を守り、育てるとともに、その連続性の確保に努めます。また、地域の健全な生態系が維持されるよう、特定外来生物や有害鳥獣の対策を進めます。

3) 方針 3【活かす】生物多様性の恵みを、まちづくりに活かします。

自然環境の保全を図りつつ、山地や里山、農地や水辺をはじめとする市内の自然環境を、市民が自然とのふれあいを楽しむ場として保全・活用します。また、本市の豊かな自然環境・歴史を背景として育まれた農畜産物や、かつての「杣保」を象徴する地域木材、青梅縞の織物などをルーツとする特産品や文化を、観光商品や体験プログラム等において積極的に活かします。

4) 方針 4【広める】 青梅の自然や生き物の魅力を伝え、ファンを増やします。

本市の豊かな自然の魅力や生物多様性の恩恵を、多くの市民が実感できるよう、情報発信や普及啓発を進めます。また、市内外の人が正しい知識をもって生物多様性の保全に取り組めるよう、外来種をはじめとする自然環境に関する知識や、自然の中でのレクリエーションを楽しむためのマナー等を発信していきます。

5) 方針 5【参加・協働する】みんなが一丸となって、生物多様性の保全に取り組みます。

生物多様性の保全・再生に向けて、さまざまな形での参加・協働が進み、本市全体で生物多様性の保全に取り組む機運が醸成されるよう、市民や子どもをはじめ多様な主体の参加や学習の機会の充実を図ります。

3. 施策の内容

施策の基本方針ごとに、施策の柱、施策の方向性および具体的な取組みの概要を示します。

なお、施策の内容は、2050年を目標とする「将来のすがた」の実現に向けて、必要な取組みの方向性について整理したものであり、本市はもちろんのこと、市民や事業者、市外の人など多様な主体による取組みを目指すものです。

一方、取組みを着実に進めるためには、必要な取組みのうち、すぐに取り組めること・時間がかかることなどを整理し、できることからひとつずつ、着実に取り組んでいくことが必要です。そこで、本戦略の計画期間中の10年間（2027年度まで）に、本市が率先して取り組むことについては、「具体的な取組み」として示します。「具体的な取組み」の内容については、施策の方向性をふまえつつ、取組みの中で生じた変化に応じて、内容を見直したり、新しいアイデアを加えたりしながら、目標実現に向けた柔軟な対応を図ります。また、「具体的な取組み」については、市の組織全体として進めていきます。

【本文のみかた】

これ以降に示す施策の内容は、以下の構成でお示ししています。

(1) 生き物の生息・生育状況の継続的な把握と情報の活用

●— 施策の柱

① 生き物の生息・生育状況調査の実施

●— 施策の方向性

生物多様性の保全の取組みを進めるためには、生き物の生息・生育状況や、生息・生育環境の実態把握が重要です。市内の自然環境の特性、市が直面する課題、市民が観察しやすい種などの観点から指標種・調査箇所を設定し、市民との協働により継続的な調査を実施します。

【具体的な取組み】

- 市民協働による生き物調査の実施

●— 具体的な取組み

1) 方針 1【知る】 自然や生き物の実態を把握し、効果的な取組みにつなげます。

(1) 生き物の生息・生育状況の継続的な把握と情報の活用

① 生き物の生息・生育状況調査の実施

生物多様性の保全の取組みを進めるためには、生き物の生息・生育状況や、生息・生育環境の実態把握が重要です。市内の自然環境の特性、市が直面する課題、市民が観察しやすい種などの観点から指標種・調査箇所を設定し、市民との協働により継続的な調査を実施します。

【具体的な取組み】

- 市民協働による生き物調査の実施

② 情報収集のしくみづくり

市民等により実施されている調査の結果や、生物多様性に関する資料・情報について、市内の生物多様性保全の取組みリーダー等が共有し、効果的に活用できるよう、生き物調査の結果や、生物多様性に関する資料・情報を収集し、データベースとして蓄積するしくみをつくります。また、こうした情報を蓄積・提供し、多様な主体の活動を支える場となる拠点機能の充実を図ります。

【具体的な取組み】（★印は新規の取組み）

- ★生き物情報データベースの構築



2) 方針2【守り、育てる】 山・里・川・まちの多様な自然環境を守り、育てます。

(1) 山地の保全と活用

① 自然林の保全

秩父多摩甲斐国立公園の玄関口にあたる御岳山、高水三山周辺のブナ・イヌブナなどの自然度の高い環境については、自然公園法の国立公園制度にもとづき、国や都と連携しながら、良好な自然環境や風景の保全を図ります。

② 森林整備の推進

本市の約6割以上を占める森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの多面的機能を有しています。

森林の大部分を占めるスギ・ヒノキ人工林については、計画的かつ適正な整備および管理によって林齢構成の適正化が図られるとともに、伐採に伴い、一時的に山地草原に似た形態になることにより、生物多様性の保全にもつながると考えられます。東京都や事業者、森林ボランティアなどさまざまな主体と連携しながら、森林の多面的な機能の維持・回復に努めます。

【具体的な取組み】

- 東京都の多摩森林再生事業を通じた、スギ・ヒノキの間伐
- 東京都の森林循環促進事業による森づくりの推進

(2) 丘陵地の保全と活用

① 里山林の保全と活用

里山の環境は、さまざまな生き物の生息・生育の場であると同時に、水源かん養や水質浄化、土砂の流出抑制、微気象の緩和などの役割を果たします。また、わたしたちにとって身近な自然環境であることから、レクリエーションや交流の場としての役割も重要です。

人の手が入らなくなることで単調な環境となり、生物多様性が低下した里山林について、さまざまな生き物の生息・生育の場として、また、人が身近に自然とふれあい、里山の文化を学ぶことができる場として、保全・活用を進めます。

【具体的な取組み】

- 「青梅の森事業計画」にもとづく保全と活用

② 湿地環境の保全

湿地は、陸と水との接点であり、陸と水中を行き来する生き物など、湿地特有の生き物の生息・生育空間や利用空間として重要です。

乾燥化が進んだ谷津の水田跡の湿地などについて、湿地状態の保全を図ります。

【具体的な取組み】

- 「青梅の森事業計画」にもとづく保全と活用（再掲）

(3) 河川や水辺、崖線樹林や水資源の保全

① 河川の生態系の保全

多摩川とその支流や、荒川水系の成木川、黒沢川、霞川などの河川は、多様な生き物が生息する重要な場所です。水中・水辺に生息する水生生物についての調査を進めるとともに、外来種等の放流により、水辺空間の生態系のバランスが崩されないよう、保全対策を実施します。また、河川の貴重な生態系について多くの市民に知ってもらうため、市の施設における水生生物展示や移動水族館等の取組みを通して、PRを行います。

【具体的な取組み】

- 水生生物の調査および保全の推進
- 市の施設における水生生物展示や移動水族館等を通じた PR

② 崖線樹林の保全

多摩川沿いに走る崖線樹林は、広域的な水と緑のネットワークの主軸として、多面的な機能を果たしています。そのうち、「第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区」や「立川崖線緑地保全地域等」に指定されている場所については、法や条例にもとづく保全を継続します。また、秩父多摩甲斐国立公園の特別地域の指定を河川敷から崖線部へ拡大するよう促進するとともに、行政界を越えた他都市との連携による保全を進めます。その他の地域についても、「多摩川沿い景観形成基準」にもとづく保全を進めます。

【具体的な取組み】

- ルールにもとづく崖線樹林の保全
- 地域連携による広域的な崖線樹林の保全
- 多摩川と一体となった景観の形成

③ 水資源の保全

都民の暮らしを支える水の恵みを供給し続けるため、東京都や近隣自治体、関係団体等と連携しながら、多摩川水系の源流域の森林の保水力の維持・向上に努めます。また、雨水を地下に浸透させる施設（透水性舗装や雨水浸透ます等）は、雨の一部が地中にしみ込むことによって、全ての雨水が一度に川に流れ込まず、まちなかの浸水被害の軽減に役立つと同時に、地下水や湧水の水資源の保全や、健全な水循環の再生にもつながります。そのため、こうした施設の設置を進めます。

【具体的な取組み】

- 関係団体との連携による、源流域の森林の保全および普及啓発
- 透水性舗装等の整備推進
- 雨水浸透施設・雨水小型貯留施設設置への補助

④ 水質の保全

本市が誇る溪流や河川の清流を保全していくため、継続的な実態把握を行うとともに、公共下水道事業および公設浄化槽整備事業を効率的に進めます。また、事業所からの排水に関する指導や、市民への啓発等を進めます。

【具体的な取組み】

- 河川や地下水等の水質調査の実施
- 市民・事業所等の排水に関する指導・啓発
- 計画にもとづいた公共下水道や公設浄化槽の整備推進

(4) 身近な自然の保全・育成

① 農地の保全

水田や畑などの農地は、農作物を人間にもたらすとともに、生き物の生息・生育環境としても重要であり、まちの微気象の緩和や防災機能など、わたしたちの暮らしを支える多面的な機能も有しています。まちなかに残された貴重な農地を保全することで、農地の多面的機能を高めます。

また、環境保全型農業を進めることは、人間の健康を守ると同時に、生き物の生息・生育環境を守ることもつながります。化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物である「東京都エコ農産物」など、環境にやさしい農産物の普及に向けた情報発信や、有機農業や生き物に配慮した農業についての普及啓発を行います。

【具体的な取組み】

- 東京都エコ農産物の生産支援

② 生き物に配慮した公園の管理

公園は、市街地の生物多様性を高める上で重要な役割を担っています。生物多様性の保全やエコロジカル・ネットワークの形成上、特に重要な公園・緑地については、整備や更新にあたり、在来種に配慮した樹木・草花の種類を選定するよう留意します。また、植栽木の剪定や落葉落枝の集積・処分等の日常的な管理においても、作業効率を考慮しつつ、生物多様性への配慮を行います。

【具体的な取組み】

- 生物多様性の確保に配慮した公園樹木の伐採
- 在来種に配慮した公園樹木・草花の選定

③ まちなかの緑化推進

みどりには、生き物の生息・生育環境としての機能はもちろんのこと、ヒートアイランドの抑制や防災・減災、景観形成などさまざまな機能があります。まちなかにみどりを創出していくことは、生き物の生息・生育環境の保全につながると同時に、わたしたちの暮らしを快適で豊かなものにしてくれることから、住宅地等の民有地や、市役所・学校などの公共施設において、生け垣や花壇・みどりのカーテンなどによる緑化を進めます。

【具体的な取組み】

- 生け垣設置の助成
- みどりのカーテンの推進

④ 緑の回廊づくり

車や人が移動・利用する道路沿いの街路樹は、鳥類や昆虫類等の生息環境や、生き物の移動経路としても機能しています。そこで、街路樹の管理・樹種の選定の際は、生物多様性の視点を持ち、周辺緑地等との連続性などに配慮します。

また、道路等において、車両と動物が衝突したり、車両が両生類などの小動物をひいてしまうと、生き物たちの移動が阻害されてしまうとともに、人の交通安全の面からも問題となります。事故の発生が懸念される場所において注意喚起を促すなど、人と動物との共存に向けた対策を検討していきます。

【具体的な取組み】（★印は新規の取組み）

- ★緑の連続性に配慮した街路樹の維持管理

(5) 特定外来生物等への対策推進・有害鳥獣による被害の防止

① 特定外来生物等への対策推進

特定外来生物による生態系への悪影響を減らすため、被害の状況などを調査し、対策を検討します。特に影響が大きい種であるアライグマについては、捕獲の推進などの対策を検討するとともに、その他の特定外来生物についても、近隣市町村と連携した対策の実施について検討し、広域的な視点から外来種対策を進めている東京都との連携も強化していきます。

特に、外来生物法に指定された特定外来生物や侵略的外来種は、本市の生態系に大きな負の影響を与える可能性があることから、リスト化を進め情報共有を図ります。

さらに、外来種の飼育等に関する留意点や、わたしたちが取るべき外来種に対する対応方法について、専門家からの助言をいただきながら検討するとともに、市民への意識啓発を進めます。

【具体的な取組み】（★印は新規の取組み）

- 外来種等の調査および対策の検討および推進
- ★市内に生息・生育する侵略的外来種のリスト化
- ★外来種の飼育等に関する市民への情報発信
- ★特定外来生物の対策検討

② 有害鳥獣による被害の防止

シカやイノシシなどによる農林業への被害を減らすため、市内猟友会と連携した捕獲を継続するとともに、広域的な視点から対策を進めている東京都や周辺自治体とも連携し、都が進める関連計画の動向等を注視しながら、鳥獣被害の防止に向けた取組みを進めます。あわせて、被害防止のための市民への情報発信を引き続き行い、意識啓発を進めます。

【具体的な取組み】

- 鳥獣被害の調査・対策
- 被害防止のための市民への情報発信
- 市内猟友会や周辺自治体との連携による有害鳥獣の捕獲
- 東京都・周辺自治体と連携した対策の検討

3) 方針3【活かす】生物多様性の恵みを、まちづくりに活かします。

(1) 生物多様性の恵みを活かした産業振興・文化振興

① 遊歩道・ハイキングコースの普及

登山やハイキング、ウォーキングなどのレクリエーションの機会において、本市の自然環境の魅力や生物多様性を体感してもらうため、国や都と連携しながら、自然環境の保全を図りつつ、遊歩道やハイキングコースとしての適正な維持管理を行います。また、ハイキングや登山のフィールドとしての積極的なPRを図ります。

【具体的な取組み】

- 遊歩道・ハイキングコースの適正な維持管理
- ハイキングや登山のフィールドとしてのPR

② 自然資源を活かした観光振興

本市の自然や歴史、文化、産業などの地域資源を見直し、新たな観光資源の発掘に努めるとともに、青梅市固有の豊かな自然や歴史・文化を活用した観光商品を検討し、市内・市外から広く参加してもらえよう工夫します。

【具体的な取組み】

- 豊かな自然や歴史・文化を活用した観光商品の検討

③ 生物多様性の恵みを活かした特産品づくり

自然の恵みである地場農産物を活用した加工品の商品化を支援するとともに、農商工の連携にもとづき、地域の特性を活かした加工品開発や加工施設の検討を行うことで、6次産業化を進めます。

【具体的な取組み】

- 6次産業化の推進

④ 自然が育む文化の継承

本市の自然環境のもとに育まれてきた文化や知恵を将来に引き継いでいくため、地域文化や生活技術、昔話や民話を記録し保存します。

【具体的な取組み】（★印は新規の取組み）

- ★地場産業や伝統工芸の記録・保存
- ★昔話や民話の記録・保存

(2) 地域木材の活用

① 地域木材の活用促進

本市の森林から産出される地域木材は、木材生産における環境負荷の低い地場産材です。森林を育て、育った木を使って木材として利用し、得た収益を次の森林を育てる費用にあてる循環を保つことが、地域の森林の適切な手入れにつながります。そこで、かつての杉保のように健全な森林資源の継承に向けて、林業によって産出される木材の利用を促進するとともに、地域木材を使用した木工製品の流通体制や、地元産の木材を安定調達するための方策について検討します。

【具体的な取組み】

- 公共施設における積極的な地域木材の活用
- 地域木材を使用した木工製品の流通体制や、地元産の木材の安定調達方法の検討

② 地域木材の普及 PR

市民や児童の木材に対する親しみや、木の文化への理解を深めるため、木材とふれあえる環境づくりや、実際に手にとって体験できる場づくりを通して、地域木材の普及 PR を進めます。

【具体的な取組み】

- 木工体験の実施
- さまざまな機会をとらえた地域木材の普及 PR

③ 木質バイオマスエネルギーの有効活用に向けたしくみの検討

人工林の間伐・二次林の管理など、生物多様性の保全につながる適切な森林管理を進めるため、森林管理により生じる間伐材や剪定枝等の木質バイオマスを、木質チップや木質ペレットに加工して、化石燃料の代替エネルギーとして活用するなど、木質バイオマスを有効に活用するしくみについて、近隣自治体との連携により検討します。

【具体的な取組み】

- 木質バイオマスエネルギーの有効活用の推進に向けた検討

(3) 河川や水辺の活用

① 水辺の活用

本市には、市の東西を貫く多摩川の水辺をはじめとして、豊富な水辺があり、わたしたちが身近に自然を感じられる場となっています。本市では、「水辺の楽校」の取組みを通じた水辺の活用を進めており、今後も実際の活動主体である市民団体と連携しながら、安全で活動に適した水辺の活用を進めます。

【具体的な取組み】

- 「水辺の楽校」を通じた水辺の活用

② 新たな水辺空間の整備の検討

「おうめ水辺の楽校運営協議会」や関係機関と連携しながら、新たな水辺空間の整備について検討します。

【具体的な取組み】

- 新たな水辺空間の整備の検討



(4) 農とのふれあいの推進

① 地産地消の推進

地域から産出される農畜産物をその地域で消費する「地産地消」は、身近な生物多様性の恵みを感じることができ、生物多様性の普及啓発につながるとともに、輸送にかかるエネルギーの削減に貢献するなど、さまざまな生物多様性の取組みの足掛かりとなるものです。学校給食における地場農産物の活用や、直売所の支援等を通して、地産地消を進めていきます。

【具体的な取組み】

- 学校給食における地場農産物の活用
- 直売所等の支援

② 農業体験の場づくり

市民が農業にふれあい、生物多様性への関心を高める機会づくりに向けて、市民農園や農業体験農園としての農地の活用を進めます。

【具体的な取組み】

- 市民農園の運営
- 農家開設型市民農園および農業体験農園の開催支援
- 花木園の体験学習農園の貸し出し



4) 方針4【広める】 青梅の自然や生き物の魅力を伝え、ファンを増やします。

(1) 生物多様性に関する普及啓発

① 生物多様性に関する情報発信

生物多様性を保全していくことの大切さを理解している市民が増えるよう、さまざまな媒体や場を活用して、本市の生物多様性に関する情報を発信します。発信する情報は、生き物の生息・生育状況のみならず、本市の自然環境の魅力やみどりの大切さ、森林や農地の機能、自然環境を楽しむイベントなど、生物多様性の恵みに関する内容も取り上げ、多くの人に関心を持ってもらえるよう工夫します。

【具体的な取組み】（★印は新規の取組み）

- ★市のHP や市の施設等を活用した生物多様性に関する情報発信
- ★生物多様性に関する啓発資料の作成
- ★観光客が多く訪れる施設等との連携による情報発信

② イベント等を通じた普及啓発

本市の生物多様性や自然環境の魅力について、多くの市民に楽しみながら知ってもらえるよう、イベント等を通じた普及啓発を行います。

【具体的な取組み】

- おうめ環境フェスタの開催



5) 方針5【参加・協働する】みんなが一丸となって、生物多様性の保全に取り組みます。

(1) 協働の推進

① 市民参加の調査のしくみづくり

多くの市民が気軽に生物多様性の保全活動に参加できる場として、市民参加も含めた生き物調査のしくみを検討し、調査を行います。収集した情報は、市内の生き物データベースとして蓄積するとともに、マップなど視覚的にわかりやすい形で取りまとめ、広報誌やホームページで公表することを検討します。

【具体的な取組み】

- 市民参加の調査のしくみの検討

② 市民協働の取組み推進

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組みを進めていくためには、行政はもちろんのこと、市民の参加・連携・協働による取組みが不可欠です。現在、市民との協働事業として実施している、おうめ環境フェスタの開催やおうめ環境ニュースの発行等を継続するとともに、市民提案協働事業等を活用して、市民活動団体等のアイデアや提案等も取り入れながら、生物多様性の保全に向けた取組みを進めます。

【具体的な取組み】

- 市民提案協働事業の活用による生物多様性の取組み推進

③ 市民活動の支援

市民の自主的な取組みを活性化させるため、生物多様性の保全と再生を目的とした活動を行う団体への支援を行います。

【具体的な取組み】（★印は新規の取組み）

- 市民による公共空間の保全活動や美化活動の支援
- ★市民団体の活動を発表できる場の提供

④ 情報交換・人材交流の場づくり

市内では、市民や市民団体、事業者、研究機関など多様な主体が生物多様性保全に関する取組みを行っています。お互いの活動内容や成果、生物多様性保全に関する活動のノウハウについて情報共有できるよう、多様な主体が意見交換、情報交換できる場を創出することで、活動の活性化や、事業者や市民団体等の連携・協働のきっかけづくりにつなげます。

【具体的な取組み】

- 生物多様性にかかわる活動の情報交換・人材交流の機会・場の検討

(2) 人材の育成

① 人材育成・活躍の機会づくり

生物多様性の取組みを継続していくためには、取組みの担い手となる人材を育成することが必要です。本市には、市の自然環境や生き物に関して専門的な知識を有している方や、実際に生物多様性保全に取り組む多くの市民団体の方がいることから、本市の自然環境に詳しい人材を把握するとともに、生き物調査や講習会の講師、自然観察ガイドなどの活躍の機会を設けます。また、森林ボランティア育成講座の開催を継続し、森づくりの担い手育成を進めます。

【具体的な取組み】（★印は新規の取組み）

- ★本市の自然環境に詳しい人材の把握と活用
- 森林ボランティア育成講座の開催

② 学校における環境学習の推進

次世代を担う子どもたちの関心や知識を高めるため、小中学校における環境教育や地産地消を意識した食育をはじめ、学校ビオトープの活用など、さまざまな場面や機会をとらえた環境教育、体験学習の取組みを継続・拡充していきます。

【具体的な取組み】（★印は新規の取組み）

- 畑や水田での生産体験学習の推進
- ★学校ビオトープの活用
- ★学校における環境学習の推進

③ 体験学習等の場づくり

生き物や自然を身近に感じ、その大切さを理解してもらうため、生き物や自然環境をテーマとして盛り込んだ講座の実施、出前講座の実施等を進めます。将来世代を担う子どもたちには、子ども向けプログラム等のさまざまな機会を提供するとともに、幅広く市民向けの学びの場を提供します。

【具体的な取組み】（★印は新規の取組み）

- ★生き物や自然環境をテーマとして盛り込んだ講座の実施

(3) 環境配慮行動の推進

① 環境負荷の少ない生活様式の推進

市民の消費行動など暮らしの中での行動は、生物多様性にも大きな影響を及ぼします。グリーンコンシューマー（環境に負荷の少ない行動をする消費者）が一人でも増えるよう、市民団体等との連携により、生物多様性に配慮した製品・サービスの購入や啓発、地産地消の推進など、環境負荷の少ない生活様式の実践と定着に向けた普及啓発等を進めます。また、市民による雨水の再利用や緑化などの環境配慮行動が積極的に進むよう、公共施設における環境配慮行動のアピールを行います。

【具体的な取組み】（★印は新規の取組み）

- ★環境に配慮した商品についての普及・啓発
- 公共施設における環境配慮のアピールを通じた環境配慮行動の推進

青梅市新庁舎における環境配慮の例

平成22年に完成した青梅市新庁舎は、太陽光、地中熱、風力などの自然エネルギーを活用するとともに、自然換気や雨水の再利用、屋上および駐車場の緑化などにより省エネルギーの工夫をこらした、環境に配慮した庁舎です。

自然換気システム（ナイトパーズ）

夜間の冷えた空気で庁舎内を換気することによって、夏季の冷房負荷の縮減を図ります。中間期は、自然換気で空調に頼らない快適な執務空間を作ります。

地中熱利用

地中に埋設した採熱パイプに雨水を通し、地中温度を利用して、夏季の冷房および冬季の暖房運転に利用します。

雨水利用

建物への降雨水を地下の専用水槽に集水し、トイレ洗浄水、地中熱利用水に利用します。

太陽光発電

議会棟屋上に太陽光パネル（太陽電池容量30kW）を配置し、電力消費の一部を担います。

太陽熱利用

屋上に太陽熱集熱パネル（真空管型ソーラーコレクタ）を設置し、厨房用給湯の予熱熱源として利用します。

明るさセンサー導入

各執務室の照明に明るさセンサーを配置し、初期照度補正制御および昼光利用制御を行います。

屋上緑化

空調負荷の抑制とヒートアイランド化の抑制に寄与します。



▲ 地中熱採熱管



▲ 太陽光パネル



▲ 屋上緑化

出典：青梅市新庁舎案内

② 環境にやさしい事業者・事業活動の促進

事業者の社会的責任として、生物多様性の保全が進められるよう、事業者の事業活動のあらゆる場面において生物多様性への配慮の浸透を図るとともに、CSR 活動や社員教育としての里山保全や森づくり活動などを進めます。

【具体的な取組み】（★印は新規の取組み）

★事業者の CSR 活動や環境活動への参加促進

